

令和3年度県高総文祭「総合開会式」の開催方針について

1 開催方針等の決定

(1) 決定者

主催者である高文連及び県教育委員会

(2) 開催可否の判断

9月10日(金)現在の静岡県新型コロナウイルス警戒レベル等により決定する。
下記の場合は、原則として「中止」とする。

また、準備段階で下記のいずれかに該当する場合は、開催の可否を検討する。

- 静岡県新型コロナウイルス警戒レベル5以上が発令
- 県下に「緊急事態宣言」が発令
- 県下に「まん延防止等重点措置」地域が指定

(3) 開催の方針

開催できる最も厳しい「警戒レベル4」を想定し開催準備を行う。

原則として、準備段階及び県高総文祭「総合開会式」開催時に警戒レベルが「3以下」の場合でも入場者制限は、変更しない。

2 静岡県新型コロナウイルス警戒レベル等による県高総文祭「総合開会式」開催方針

警戒レベル等	舞台部門	展示部門
レベル5以上 県下に緊急事態宣言の 発令又は「まん延防止 等重点措置」地域指定	中 止	中 止
レベル4	<p style="text-align: center;">限定制限開催</p> <p>入場者制限</p> <p>① 出場生徒・顧問・部活動指導者等、大会運営者</p> <p>② 登録外部員、学校教職員</p> <p>③ 保護者・家族・学校関係者</p> <p>※ロゼシアター50%の制限により②③を制限する。 (最大350人)</p>	<p style="text-align: center;">制限開催</p> <p>入場者制限</p> <p>① 出場生徒・顧問・部活動指導者等、大会運営者</p> <p>② 登録外部員、学校教職員</p> <p>③ 保護者・家族・学校関係者</p> <p>④ 一般</p> <p>※ロゼシアター展示室50%の制限人数まで可とする。 (最大40人)</p>

参考

「新型コロナウイルス感染症に伴う高文連主催大会に関するガイドライン(抜粋)」

2 大会を開催する前提条件

高文連が主催する大会を実施する場合には、以下の条件が確保されているものとする。

- (1) 高文連加盟校が、一斉休校ではなく通常通り学校運営が行われていること。
- (2) 令和3年2月4日付け教高第777号、教特第607号、教健第696号『新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校における「学校の新しい生活様式」に基づいた教育活動について(通知)』に基づき、部活動及び校外での活動が認められていること。
- (3) **ふじのくにシステム「6段階警戒レベル」に応じた大会の開催判断**

基準	大会の開催
レベル6	大会開催を中止又は延期
レベル5	原則として、大会開催を中止又は延期
レベル4	学校の新しい生活様式を徹底し大会を開催。ガイドライン等遵守。原則、無観客とし行動制限を踏まえた対策をとって実施。
レベル3	学校の新しい生活様式の中で大会を開催。ガイドライン等遵守。
レベル2・1	通常の大会開催

※「レベル4以上」では、専門部の判断により中止も在り得る。

※『ふじのくに基準』の警戒レベルごとの行動制限を改めて確認した上で、大会の実施は慎重に判断する。県内移動に関する行動制限が外出自粛や外出禁止を要請の場合は、原則大会を中止または延期する。

「新型コロナウイルス感染症に伴う高文連主催大会に関するガイドライン」
質疑応答（令和3年4月1日時点）（抜粋）

- Q1 ふじのくに基準に応じた会場への入場者を制限する場合の判断について
- A1 下記の表を基準とし、大会の特性や会場の状況に応じて、各専門部が決定する。

◎ **ふじのくに基準に応じた会場への入場者制限の判断**

基準	入場者制限について	①～④の該当者
レベル6		
レベル5	実施する場合は原則①のみとする。	① 出場生徒・顧問・部活動指導員等、大会運営者
レベル4	原則①～③ 会場によっては、②③を制限する。 ※展示部門は、①～④とし展示室の制限人数までを可とする。	② 登録外部員 学校教職員
レベル3	原則①～④ 会場の制限人数までを可とする。	③ 保護者・家族・学校関係者
レベル2 レベル1	制限なし	④ 一般